

固定資産の縦覧・閲覧始まる

縦覧制度とは

土地や家屋の所有者で固定資産税の納税者が、他の土地や家屋の評価額等を縦覧帳簿で縦覧し比較ができる制度です。



▼縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)
※土・日・休日を除く平常執務時間内

▼縦覧できる方 納税者、納税管理人、委任状を有する代理人

閲覧制度とは

土地や家屋を所有している方などが、課税内容や税額等を確認することができる制度です。



▼閲覧期間 通年

※土・日・休日を除く平常執務時間内

▼閲覧できる方 納税義務者、納税管理人、委任状を有する代理人、借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人、管財人、訴え提起者(民事訴訟費用等に関する法律に

より、申立てをしようとする者が、当該申立ての目的である固定資産の価格で裁判所へ申立て手数料を納める必要がある場合)

なお、借地人、借家人、1月2日以降の所有者、相続人、管財人、訴え提起者の方は、権利関係等を証明する書面(賃貸借契約書、売買契約書、登記簿謄本、戸籍謄本、選任書、訴状など)の提示が必要となります。

また、縦覧期間中は、課税台帳の写しを無料で交付いたしますので、窓口でお申し出ください。

▼縦覧・閲覧場所 税務課窓口

縦覧・閲覧をされる方は、運転免許証、健康保険証、納税通知書など本人確認ができるものが必要となります。

※固定資産税の納税通知書は、5月1日(金)に発送する予定です。また、第1期納期限は6月1日(月)となります。

◎問い合わせ 税務課
☎内線2555・2556

税務証明の様式が

変わりました

電算システムの変更に伴い、今年度から固定資産税に関する税務証明の様式が変更になりました。

なお証明の発行は、大磯町役場本庁舎1階町民課町民窓口担当及び大磯町役場国府支所

◎問い合わせ

税務課
☎内線2555・2556

主な証明の種類	証明書を取れる方	手数料
評価証明	<ul style="list-style-type: none"> 所有者(1月2日以降の所有者は、売買契約書等の提示が必要です) 納税義務者本人及び同居の親族 	1通につき 300円
公課証明	<ul style="list-style-type: none"> 相続人(戸籍謄本等所有者との続柄が分かるものが必要です) 納税管理人(納税通知書をお持ちください) 	【土地】 1通につき 6筆まで
台帳登載証明	<ul style="list-style-type: none"> 代理人(委任状が必要です) 借地人、借家人(賃貸借契約書をお持ちください)など 	【家屋】 1通につき 6棟まで

※これらの証明は1月1日現在の内容を証明するものです。年の途中で分合筆した土地や新築家屋などの証明はできません。

緑地保全のために寄附

2月17日(火)、大磯ナショナルトラスト(稲村百合子代表)か

ら、町みどり基金へ24万円の寄附をいただきました。

今後も町内に残されている貴重な緑地を保全していくとともに、緑地の推進のために活用させていただき



◎問い合わせ

都市計画課
☎内線221

消防自動車を

海外へ寄贈

平成5年9月から消防署本署へ配置していた水槽付消防ポンプ自動車(新)水槽付消防ポンプ自動車に更新したことに伴い、(旧)水槽付消防ポンプ自動車を2月24日に社団法人日本外交協会へ寄贈しました。寄贈後は同協会を通じて、海外の開発途上国へ譲渡され有効利用が期待されています。



◎問い合わせ 消防署
☎(61)0911